

第1 請求の受付

1 請求人

2 目黒区職員措置請求書の提出

令和5年3月14日

3 請求の内容

請求人が提出した目黒区職員措置請求書（別添）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張の要旨

ア 常時、未徴収の後期高齢者医療保険料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っている。

イ 区は、目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条及び目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条に違反し、延滞金を賦課・徴収しておらず、金銭的に実損害を被っている。

(2) 措置請求

区長、副区長、区の職員（区民生活部長、滞納対策課長、国保年金課長）が補填することの検討を含め、怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとること。再発防止を目的に、責任の所在の明確化と法令遵守の強化を行うこと。行政の透明性確保及び再発防止を目的に、本件の発生理由・経緯の調査及び調査結果の公表を行うこと。公表については、区民に対して十分な説明責任を果たすうえで必要な方法をとること。

(3) 事実証明書

ア 事実証明書1 目黒区後期高齢者医療に関する条例

イ 事実証明書2 目黒区後期高齢者医療に関する規則

ウ 事実証明書3 令和2年度、令和3年度特別会計決算書（抜粋：不納欠損、収納未済額、延滞金）

4 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求に関わる監査対象事項については、「目黒区職員措置請求書」に「常時、未徴収の後期高齢者医療保険料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っていること」とあり、事実証明書3では、令和2年度及び3年度の目黒区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書のうち、不納欠損額、収入未済額及び延滞金に係る部分のページが抜粋され、添付されていることなど、「目黒区職員措置請求書」に記載されている内容及び請求人の陳述等を勘案し、令和2年度及び3年度の後期高齢者医療保険料の延滞金徴収事務を監査対象とし、次の点を確認する。

- (1) 後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐために制度上のとりうる対策について
- (2) 保険料の現年度賦課分と滞納繰越分に係る収納状況について
- (3) 保険料の滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について
- (4) 滞納に伴う各種の方策の実施状況について
- (5) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係について
- (6) 関係規定である条例と規則に係る運用について
- (7) 今後の見直しについて

2 監査対象部局

区民生活部を監査の対象部局とし、関係書類の提出を求め調査を行うとともに、令和5年4月7日に説明聴取を実施した。

3 陳述及び新たな証拠の提出

令和5年3月29日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出と陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求の趣旨の補足説明を行った。

4 監査対象部局の説明（概要）

監査対象部局である区民生活部の本件監査請求に関する説明の概要は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

後期高齢者医療保険制度では、運営主体が東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）となり、区は保険料の徴収、資格の取得・喪失や被保険者証交付等を担う。区は、高齢者の方々の保健福祉の増進を図り、安心して医

療サービスを受けることができるように、都広域連合と連携して、後期高齢者医療制度の円滑かつ適切な運営に努めている。

後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の滞納に関しては、滞納後に督促状の送付、催告書の場合もある。滞納が続くと、有効期限の短い保険証である短期被保険者証の交付、財産の差押さえの場合があり、延滞金は、市区町村により取扱いが異なると、都広域連合で紹介している。本区では、安心した医療サービスの確保等の観点を重視し、国民健康保険制度において、65歳以上の高齢者がいる世帯については、慢性的な疾患や通院が想定されることから、短期証、資格証の発行は行っていない。同様の趣旨から、対象者が75歳以上である後期高齢者医療制度においても、短期証、資格証の発行は行っていない。

保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの天引き）が原則であるが、特定の年齢到達時や受給する年金額の変更、保険料改定等による所得の再判定等により、普通徴収になってしまうことがある。被保険者の年齢構成等の特徴もあり、特別徴収から普通徴収に移行する例を本人が把握しきれずに起こる滞納のケースも多いという特徴があり、区の規則に規定する減免理由の「納入通知書の送達の実事を知ることができなかった」点を勘案して、現在のところ延滞金を徴収していない。延滞金徴収は11区と聞いているが、こうした状況を踏まえれば、安心した医療サービスの確保等の観点を重視し、被保険者の経済状況等に基づく対応を様々に行いながら、収入未済縮減の取組にも努めてきており、一律に徴収を怠ってきたというものではないと認識している。

本区の保険料に係る現年度分及び滞納繰越分の収入状況は、23区の中でも5位と上位に属するものであり、滞納対策の一元化による組織的な取組として、納付相談はもとより、財産調査や差押え等の強制徴収を積極的に行い、税と保険料に係る滞納債権の回収を図っていることの成果と認識している。また、特別徴収にならない普通徴収の被保険者に係る納付方法の多様化として口座振替の勧奨に努力し、方法別で特別徴収に次ぐ4割弱である。また、例えば、3年度の、現年度分と滞納繰越分を含めて、収入未済額が調定額に占める割合は1%程度であり、本体保険料に係る1%の収入未済の解消に注力していることは、とりうる判断であると考えられる。

仮に、該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件あたりの滞納額を用いて、滞納期間を1年間と仮定して延滞金を試算すると、保険料本体の1割にも満たない例も平均的にあるものと認識している。まずは、滞納債権が生じないこと、生じた場合であっても速やかに納付していただくことを最優先課題として取り組んでいるものである。

被保険者の年齢層を鑑みれば、延滞金のみの徴収に要する費用とその効果を勘

案すると、先の最高裁判例（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）に照らした判断として、否定されるものではない。

その上で、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則については、個々の判断によるものであること、減免の手続きも同様であることから、この点についても、この手続き等に要する人的配置や滞納管理等に係るシステムの環境整備等に係る費用を含めた上での見直し策の考慮は必要であると認識している。いずれにせよ、かかる費用と徴収額との比較衡量は、徴収金の先取特権での保険料の順位を含めて、必要である。

（2）弁明の理由

ア 後期高齢者医療保険料（以下「保険料という。」）の滞納に伴う延滞金及び制度上のとりうる対策について

「令和4年度版 高齢者の医療事業概要（令和3年度事業実績）」（令和4年9月、目黒区発行）に記載のとおり、後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人を対象とする医療制度で、平成20年4月から、高齢者と現役世代の負担の明確化等を図る観点から新たな制度として開始された。運営主体は、東京都の全区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」であり、保険料の決定・資格の認定や医療給付の審査支払などを担当し、区市町村は保険料の徴収、資格の取得・喪失や被保険者証交付等を行っている。

保険料の滞納に関しては、「後期高齢者医療制度のしくみ（令和4年6月版）」（令和4年6月、東京都後期高齢者医療広域連合発行）に記載のとおり、保険料を滞納すると督促状が送付され、電話や文書等による催告を行う場合があること、また、滞納が続くと、有効期限の短い保険証である短期被保険者証が交付されたり、財産の差押えを受けたりする場合があるとしているが、延滞金については、市区町村により取り扱いが異なっている。

本区においては、65歳以上の高齢者がいる世帯については、慢性的な疾患や通院が想定されることから、国民健康保険において、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行の除外対象としており、その主旨から、後期高齢者医療においては短期被保険者証、被保険者資格証明書の発行は行っていない。

保険料の場合、納期限までに納付がなされず滞納となった場合には、所管課では滞納者の納付相談に応じ、その一方では、滞納債権の早期解消に向けた取組を行うことで、被保険者の保険給付に係る制約の要件を減少させるよう努めている。

保険料は、特別徴収（年金からの天引き）が原則である。一方、年金情報との連携の関係から、75歳年齢到達による制度移行（加入）後一定期間は普通

徴収となり、また、介護保険料との合計額が、1回あたりに受け取る年金額の1/2を超える場合なども同様である。そのため、被保険者が75歳以上の高齢者であるということもあり、特別徴収から普通徴収になったことがわからないまま、本人の意図しないところで、滞納になってしまうケースが多いことから、現在のところ延滞金を徴収していない。

他区においても同様の理由から高齢者に対する延滞金の徴収には慎重な対応を行っており、現在では11区が延滞金の徴収を行っている。こうした状況を踏まえて、被保険者の経済状況等に基づく対応を様々に行いながら、滞納債権の早期解消に向けた取組にも努めてきており、一律に徴収を怠ってきたというものではない。

イ 区における保険料の現年度賦課分及び滞納繰越分に係る収納状況

- ・現年度賦課分（以下「現年度分」という。）に係る調定及び収入等の概況

	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
令和2年度	4,068,122,800	4,032,975,635	99.14
令和3年度	4,058,473,200	4,029,770,313	99.29

※ 令和2年度収納率は、23区平均よりも0.13ポイントほど高い。

※ 令和3年度収納率は、23区平均よりも0.24ポイントほど高い。

- ・滞納繰越分に係る調定及び収入等の概況

	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
令和2年度	54,983,925	32,418,726	58.96
令和3年度	50,809,729	31,427,924	61.85

※ 令和2年度収納率は、23区平均よりも12.3ポイントほど高い。

※ 令和3年度収納率は、23区平均よりも16.8ポイントほど高い。

現年度分及び滞納繰越分の収納状況は、23区の中でも5位と上位に属するものであり、滞納対策の一元化による組織的な取組として、納付相談はもとより、財産調査や差押え等の強制徴収を積極的に行い、税と保険料に係る滞納債権の回収を図っていることの成果と考えられる。

- ・保険料収納状況

	特別徴収（件） （納付割合％）	普通徴収	
		口座振替（件） （納付割合％）	納付書（件） （納付割合％）
令和2年度	99,069 (46.5)	80,599 (37.8)	31,756 (14.9)
令和3年度	99,757 (46.6)	80,670 (37.7)	32,257 (15.1)

もとより、滞納対策の主目的は、納期限内納付が進むことであり、その上で、納期限後の納付となる場合でも、計画的に納付するよう促していく。本区でも、これらに尽力した成果が、23区の中でも上位に属する収納率の位置に表れているものと認識している。

例えば、令和3年度の収入未済額が現年度分と滞納繰越分を合わせて、42,368,217円であるが、調定額と比較すると、1%程度となる。こうした、本体保険料に係る1%の収入未済の解消に注力していることは、とりうる判断であると考えます。

ウ 保険料の収納率、滞納の状況、滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況

上記イにおいて、保険料の収納率、滞納の状況については、収入未済額が調定額に占める割合を含めて示したところである。その上で、滞納債権となった場合に、滞納対策として実施した強制徴収の件数について対策の実施状況を示すと、令和3年度で、差押えを51件、令和2年度で、差押えを19件実施した。こうした対策を実施しながら、収入未済縮減に努めている。滞納債権になる期間を縮減することが結果として本体保険料の確保に資することから、税と一体的に徴収を行うことで、本体保険料の収納率向上にも注力しており、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

滞納が生じた場合の延滞金の徴収については、被保険者が75歳以上の高齢者であり、特別徴収が約半数を占めること、本人の意図しないところで気付かずに滞納になってしまうことが多いことなどから、特別区では11区が延滞金を徴収しているが、本区においては、徴収の実績はない。

エ 滞納に伴う各種の方策の実施状況

保険料での滞納に伴う方策として、対象者が75歳以上であり、慢性的な疾患や通院が想定されることから、保険給付に係る制約関係のものでは、本区においては、国民健康保険とは異なり、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付や保険給付の一時差し止めはしていない。

保険給付に係る制限は、被保険者の年齢等を踏まえて緩和しているものである。その一方で、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、大元となる本体保険料自体の収納率向上につながることも含めて、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の記録は確認しつつ、条例の該当規定を運用してきたものと考えている。

なお、保険料の計算においては、被保険者に係る前年の所得等に基づくもの

とされており、当該年度に入ってから所得の急減に伴う状況変化に伴い、納付に支障を生じる場合があることから、丁寧に把握して納付相談等を行う必要がある。

以上から、上記アで述べたように、徴収方法が移行したことを把握できない例も多く、また、所得の時点と納付の時点の差による状況変化も踏まえ、納付相談を丁寧に行う一方で、税と一体的な滞納対策も実施し、保険料納付に係る滞納を防止あるいは縮減する取組を実施しており、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

オ 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係

仮に、該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件あたりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して延滞金を試算すると、令和3年度では、1件あたりの滞納額は19,992円であり、当該滞納額に係る延滞金は1,424円、百円未満は切り捨てであるため1,400円となる。同様に、令和2年度では、1件あたりの滞納額は17,753円であり、延滞金は1,281円、百円未満切り捨てで1,200円となる。

このように、1件あたりの滞納額の実数をもとに仮に想定した延滞金の計算は、保険料本体の1割にも満たない例も平均的にあるものと認識している。こうした仮の想定を踏まえても、まずは、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くすることを最優先課題として取り組んでいるものであり、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

カ 関係規定である条例と規則に係る運用

保険料の徴収に係る各種の規定は後期高齢者医療保険法等で明確になっているものと考え、延滞金の徴収については、概括的に徴収の規定を指定した法令を適用するもの、あるいは、自治体の条例に基づくものとしている。これを受けて、目黒区後期高齢者医療保険条例及び目黒区後期高齢者医療保険に関する規則では、保険料の滞納に伴う延滞金の徴収及び減免の規定が定められている。

実務上で行うこととなる延滞金の計算は、滞納債権に係る納付を受けた後、延滞期間の日数を確定することができ、その上で初めて行えるものであることから、システム上の処理や管理を含めて人員体制や所要経費の計上について対応していく必要がある。また、確定後の納付書の発行と送付、送付後の納付相談、あるいは財産調査、差押え等の強制執行を行うものとした場合、これらに投入する人的経費等を想定した場合、延滞金を確定させる基礎となる滞納債権の回収額との比較衡量を行うことは、やむを得ない。

仮に示した例のとおり、1件あたりの延滞金は、滞納額の1割にも満たない例も多いと想定され、被保険者の年齢層を鑑みれば、延滞金のみの徴収に要する費用とその効果を勘案すると、先の最高裁判決（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）に照らした判断として、否定されるものではない。

キ 今後の見直し

なお、当該判決は、保険料に関するものではないが、地方公共団体が有する債権の管理について、「原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量権はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期間後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」と認められるとき」に該当し、「これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立をしないことができるものとされている（地方自治法施行令171条の5第3号）」を引いた上で、「本件について、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」と認めたことを違法であるということはない」としたものである。

その上で、延滞金の徴収や減免に関して定めた条例及び規則については、個々の判断によるものと言えること、減免の手続きも同様であることから、この点についても、この手続き等に要する人員体制やそれに伴う所要経費を含めた上での見直し策の考慮は必要であると認識している。

税と保険料の滞納債権の解消の方策に関しては、組織的な一元化のもとで、保険料に係る延滞金までの納付能力があると判断できる例も考えられる。いずれにせよ、かかる費用と徴収額との比較衡量は、徴収金の先取特権での保険料の順位を含めて、必要である。

第3 監査結果

1 事実関係の確認

(1) 滞納対策事務の一元化の取組に係る主な経緯について

ア 平成24～25年度

- ① 行財政改革推進本部（「行革本部」）専門部会の一つとして滞納対策検討部会、下部組織として作業部会設置
- ② 税務課（滞納対策担当課長）に債権回収対策担当係長を設置
- ③ 滞納対策事務の一元化に向けた課題整理（スケジュール、法令関係、個人情報保護審議会、債権の種類、債権別の課題）
- ④ 実施自治体の取組状況調査

イ 平成26年度

- ① 一元化に向けた取組（方針決定、条例等各種規定整備、組織改正等）

ウ 平成27年度

- ① 滞納対策事務の一元化組織を設置（当初の一元化）

税務課（滞納対策担当課長）において、債権回収対策担当係長を廃止し、債権回収係、債権回収支援担当係長を設置。国保年金課において、徴収整理担当係長を廃止

- ② 強制徴収債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料）、及び非強制徴収債権（福祉資金等）の困難案件の移管を開始
③ 非強制・私債権回収に向けた取組の強化（研修を実施：5回）
④ 包括的一元化の時期・手法の検討

エ 平成28年度

- ① 部分的一元化の実施

4月に、国民健康保険料の困難案件を滞納対策課に移管し、一元管理・徴収を開始

オ 平成29年度

- ① 部分的一元化の拡大

4月に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の全案件の徴収事務を滞納対策課で開始。税務課（滞納対策担当課長）において、徴収第三係設置
国保年金課において、納付相談係廃止

カ 令和2年度

- ① 税務課（滞納対策担当課長）の組織改正実施、徴収第四係設置
② 財産調査システムの試行導入
③ 自動架電システムの導入

キ 令和3年度

滞納対策部会を廃止

ク 債権管理適正化委員会について

目黒区債権の管理に関する条例施行規則（平成20年12月目黒区規則第88号）第5条第1項の規定に基づき、区の債権の管理について調査、検討等を行うため設置

(2) 後期高齢者医療保険料の延滞金徴収等に関わる関係法令について

ア 高齢者の医療の確保に関する法律第113条

市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

イ 地方自治法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

ウ 地方自治法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

エ 地方自治法第231条の3第3項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第1項において「分担金等」という。）につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

オ 目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条第1項

被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てる。

カ 目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条第2項

前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

キ 目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条第3項

区長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。

ク 目黒区後期高齢者医療に関する条例付則第3条

当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

ケ 目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条第1項

条例第6条第3項に規定するやむを得ない理由は、次のとおりとする。

- (1) 災害により保険料を納付することができない事情があるとき。
- (2) 被保険者又は連帯納付義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、保険料を納付することができない事情があるとき。
- (3) 被保険者又は連帯納付義務者が保険料の納入通知書の送達の実情を知ることができなかつたことについて、正当な理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、区長がやむを得ないと認めるとき。

コ 目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条第2項

前項の理由による延滞金額の減額又は免除を受けようとする者は、その理由を証する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

サ 目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条第3項

区長は、前項の申請があつたときは、その可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(3) 後期高齢者医療保険料（以下「保険料という。」）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐための制度上のとりうる対策について

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人を対象とする医療制度で、平成20年4月から、高齢者と現役世代の負担の明確化等を図る観点から新たな制度として開始された。運営主体は、「東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）」であり、区市町村は保険料の徴収、資格の取得・喪失や被保険者証交付等を行っている。

保険料の滞納に関しては、広域連合発行の「後期高齢者医療制度のしくみ（令和4年6月版）」で、保険料を滞納すると督促状が送付され、電話や文書による催告を行う場合があること、また、滞納が続くと、有効期限の短い保険証で

ある短期被保険者証の交付や、財産の差押えを受ける場合があることが記載されている。本区では、65歳以上の高齢者がいる世帯については、慢性的な疾患や通院が想定されることから、国民健康保険において、短期被保険者証（短期証）及び被保険者資格証明書（資格証明書）の発行の除外対象としており、同様の主旨から、後期高齢者医療においても短期証、資格証明書の発行は行っていない。

保険料は、特別徴収（年金からの天引き）が原則である。一方、年金情報との連携の関係から、75歳年齢到達による制度移行（加入）後一定期間は普通徴収となり、また、介護保険料との合計額が、1回当たりに受け取る年額額の2分の1を超える場合も普通徴収に移行することとなり、被保険者が75歳以上の高齢者であることもあって、特別徴収から普通徴収になったことが分からないまま、本人の意図しないところで、滞納になってしまうケースが多い。

保険料が納期限までに納付がなされず滞納となった場合には、滞納者の納付相談に応じ、被保険者の経済状況等に基づく対策を様々行いながら、滞納債権の早期解消に向けた取組に努めている。

（4）保険料の現年度賦課分（以下「現年度分」という。）及び滞納繰越分に係る収納状況について

令和3年度の現年度分の収納率は99.29%で23区平均よりも0.24ポイントほど、滞納繰越分の収納率は61.85%で23区平均よりも16.8ポイントほど高い。また、令和2年度の現年度分の収納率は99.14%で23区平均よりも0.13ポイントほど、滞納繰越分の収納率は58.96%で23区平均よりも12.3ポイントほど高く、現年度分及び滞納繰越分の収納状況は、23区の中でも5位と上位に属している。納付方法別の納付割合では、令和3年度で、特別徴収（年金からの天引き）が46.6%、普通徴収の口座振替が37.7%となっている。また、滞納対策の一元化による組織的な取組として、納付相談はもとより、財産調査や差押え等の強制徴収を積極的に行い、税と保険料に係る滞納債権の回収を図っており、令和3年度の収入未済額が現年度分と滞納繰越分を合わせて、42,368,217円であるが、調定額と比較すると、1%程度となる。

（5）滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について

滞納債権となった場合に、滞納対策として実施した強制徴収の件数では、令和3年度で、差押え51件、令和2年度で、差押えを19件であり、こうした対策を実施しながら、収入未済縮減に努めている。

滞納が生じた場合の延滞金の徴収については、被保険者が75歳以上の高齢者であり、特別徴収が約半数を占めること、本人の意図しないところで気付かずに

滞納になってしまうことが多いことなどから、他区においても延滞金の徴収には慎重な対応を行っており、23区で延滞金を徴収しているのは11区となっている。なお、本区においては、延滞金の徴収実績はない。

(6) 滞納に伴う各種の方策の実施状況について

保険料での滞納に伴う方策として、保険給付に係る制約関係のものでは、対象者の年齢が75歳以上であり、慢性的な疾患や通院が想定されることから、本区においては、国民健康保険とは異なり、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付や保険給付の一時差止めは行っていない。その一方で、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、保険料自体の収納率向上につながることも含めて、その徴収に注力している。

なお、保険料は、被保険者に係る前年度所得等に基づくものであり、当該年度に入ってから所得の急減に伴う状況変化に伴い、納付に支障を生じる場合があることから、監査対象部局は丁寧に把握して納付相談等を行う必要があるとの認識を示している。

(7) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係

監査対象部局が該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して延滞金を試算したところ、令和3年度では、1件当たりの滞納額は19,992円で、当該滞納額に係る延滞金は1,400円となった。また、令和2年度では、1件当たりの滞納額は17,753円で、当該滞納額に対する延滞金は1,200円となり、保険料の滞納債権に対して1割に満たない試算となった。

(8) 関係規定である条例と規則に係る運用について

保険料の延滞金については、高齢者の医療の確保に関する法律第113条及び地方自治法第231条の3第1項から第3項の規定を受けて、目黒区後期高齢者医療に関する条例（以下「区条例」という。）及び目黒区後期高齢者医療に関する規則（以下「区規則」という。）により、保険料の滞納に伴う延滞金の徴収及び減免の規定が定められている。

実務上で行うこととなる延滞金の計算は、滞納債権に係る納付を受けた後、延滞期間の日数を確定することができ、その上で初めて行えるものである。

監査対象部局は、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、保険料自体の収納率向上につながることも含めて、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の

記録は確認しつつ、区条例第6条第3項の「納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。」という規定を運用していると主張している。

また、監査対象部局の仮の試算では、1件当たりの延滞金は、滞納額の1割にも満たない例も多いと想定され、被保険者の年齢層を鑑みれば、延滞金のみの徴収に要する費用とその効果を勘案すると、先の最高裁判決（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）に照らした判断として、保険料の例ではないが、否定されるものではないと主張している。

(9) 今後の見直し

監査対象部局は、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則については、個々の判断によるものと言えることから、手続き等に要する人員体制やそれに伴う所要経費を含めた上での見直し策の考慮は必要であるとの認識を示している。

2 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局に対する説明聴取、関係書類の調査に基づき、本件請求は、違法な行為に基づく怠る事実とそれに基づく損害があるとは認められないことから、損害の補填に係る部分は棄却する。ただし、後期高齢者医療保険料の滞納に伴う延滞金については、目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条及び目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条の規定に基づく手続きについて、令和5年7月31日までに必要な措置を講ずることを勧告する。

3 判断の理由

(1) 保険料の滞納に伴う延滞金を徴収していないことに伴う区の損害について

保険料の徴収事務は、賦課決定の後、納付者等に対し納付書を送付することから始まり、その後、納期限内に納付しない者に対し督促状を送付する。

滞納対策課は、督促状の送付後も納付がない場合は、催告を実施し、また、納付相談に応じながら納付を促している。それでも納付がない場合、財産調査等の納付能力調査を実施し、滞納処分に着手する。滞納処分として差押えに着手した際に、滞納者との納付交渉において納付誓約をする等、滞納者に納付する意思が認められる場合、差押えを行わない場合もある。差押えを実施した場合、差し押さえた財産の公売等をもって滞納の住民税あるいは保険料に充当等することにより、一連の未納債権に係る徴収事務が完了する。

保険料に係る現年度賦課分及び滞納繰越分に係る徴収実績については、監査対象部局による説明及び関係資料から、次の事実が判明している。

保険料の収納率について、令和3年度では、現年度賦課分で99.29%、滞納繰越分で61.85%、令和2年度でも同水準であり、いずれの収納率についても、23区中上位の実績である。これは、納付方法について、基本となる特別徴収（年金からの天引き）の割合が約46%であること、また、普通徴収となった場合でも口座振替の割合が約37%であるなど、一定の要件で普通徴収となった場合でも、口座振替での納付を勧奨し、安定的な納付方法の確保に努めているためである。滞納債権となった場合には、税と一体的に把握し、回収に向けた進行管理を行う中で、納付相談に基づく計画的な納付の働きかけや財産調査と差押えなどの強制徴収も必要に応じて行うなど、限られた職員配置の中で、注力すべき点を明確にした取組の成果と考えられるとの監査対象部局の主張は、収納率を見ても理解できるところである。

また、滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間を1年間と仮定した延滞金の試算では、延滞金額は、令和2年度で1,200円、令和3年度で1,400円となった。この金額は、仮計算のもととなった1件当たりの滞納金額の1割に満たない額となっている。

この延滞金を徴収するため、納付書を送付し、納期限内に納付されない場合は、督促や催告を実施し、さらに納付がない場合は滞納処分に着手するというように、保険料と同様の手続きを行うこととなる。税と保険料の滞納債権を一元的に管理する過程で、財産や収入の状況などを適宜に把握しており、税については、徴収金の先取特権の順位が保険料よりも上位であることから、納付され、あるいは強制徴収した金額については、税の延滞金への充当も含めた検討を行った上で、滞納した保険料に充てられている。保険料未納に伴う延滞金を納付できる余力については、監査対象部局もあると判断できる例も考えられるとしているが、徴収金の先取特権の順位や、納付能力を実態として確認する中で、延滞金を徴収できない事例もあるものと考えられる。

こうしたことから、監査対象部局において、年金情報との連携の関係で、75歳年齢到達による制度移行（加入）後一定期間は普通徴収となることなど、特別徴収から普通徴収になったことが分からないまま、本人の意図しないところで、滞納になってしまうケースが多いことなどを踏まえ、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くするため、安定的な納付につながる口座振替勧奨の取組及び滞納債権に係る早期の解消を最優先課題で取り組んでいることには一定の合理性が認められる。保険料の徴収に向けて未納者の財産や収入等の経済状況を把握し、保険料の納付状況を確認するなど、相応の取組を行

ったうえで、延滞金を徴収しないことについて確認を行っている状況に照らせば、延滞金の徴収を違法若しくは不当に怠り、区に対する損害が生じているということとはできない。

なお、不作為の違法確認等請求事件に関する最高裁判所判決（平成16年4月23日判決）は、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定を踏まえてのものであり、保険料及びその延滞金については、債権管理を行う上で、費用対効果の観点からは参考とすることができると考えられる。

(2) 各納期限後の未納の保険料を納付した後の延滞金減免の適法性について

高齢者の医療の確保に関する法律第113条では、「保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。」と規定されている。また、地方自治法第231条の3第1項から第3項では、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は督促しなければならないこと、督促をした場合は条例の定めるところにより延滞金を徴収することができること、また、延滞金については地方税の滞納処分の例により処分することができることが規定されている。

これを受けて、区条例第6条第1項では、被保険者は、納期限後に保険料を納付する場合は延滞金額を加算して納付しなければならないこと、同条第3項では、区長はやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができること、また、区規則第3条では、やむを得ない理由及び減免の申請並びに可否の決定等について規定している。

延滞金は、納期限内に保険料を納付した納付者との公平性を保つために課されるものであり、本来の望ましい納期限内納付を促すとともに、保険料滞納を抑止する効果があると解されるから、延滞金徴収の対象となる納付者は納付能力が十分にありながら納期限内に納付しない納付者をその対象としていると解される。

なお、滞納により保険給付に係る制約の方策もあるが、本区の場合、国民健康保険とは異なり、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付、保険給付の一時差止めは行っていない。これは、対象者の年齢が75歳以上であり、慢性的な疾患や通院が想定されることから、必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、後期高齢者医療保険制度の趣旨に基づくものである。また、被保険者が納付する保険料は、特別徴収が原則であるが、75歳到達による制度移行後は、一定期間普通徴収となることから、本人の意図せぬ形で気付かずに滞納となるケースも多い。

地方自治法第231条の3第2項では、延滞金を徴収できると規定しており、

これを受けた区条例第6条では、滞納した保険料とともに延滞金額を加算して納付しなければならないとした上で、やむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができるとしている。これは、納期限内に保険料を納付できない事情のある納付者から必ず延滞金を徴収することを要求するものではないことを認めた規定であると解され、納付者の財産及び収入の状況から、納付能力が必ずしも十分でないことを認めた納付者に対し、延滞金を減免することまで禁止しているものではないと解される。

各納期限後の未納の保険料が納付された後の延滞金減免の行為は、滞納対策の一元化に基づく取組により、税と保険料に係る各滞納債権の解消に向けた納付相談、財産調査あるいは差押え等の強制徴収も行う中で、滞納者の財産及び収入の状況等を把握している滞納対策課職員の職務権限の範囲内に属すると解される。また、滞納対策課は、財産や収入の状況などに基づく納付計画を納付者等から得ることもしており、実施の過程等は滞納管理に係るシステムにおいて記録し、適宜に状況把握をしている中、税については、徴収金の先取特権の順位が保険料よりも上位であり、納付され、あるいは強制徴収した金額については、税の延滞金への充当も含めた検討を行った上で、滞納した保険料に充てることから、保険料未納に伴う延滞金を納付できる余力については実態として確認されているものと解される。

以上のことから、区条例第6条第3項の延滞金を減免することができるという規定を適用して、延滞金を徴収していないことについては、違法と認めることはできない。

(3) 決裁行為等の延滞金減免手続きについて

監査対象部局は、年金情報との連携の関係から、75歳年齢到達による制度移行（加入）後一定期間は普通徴収となることなどから、特別徴収から普通徴収になったことが分からないまま、本人の意図しないところで、滞納になってしまうケースが多いことなどを踏まえ、滞納になった場合の早期解消に向けた納付相談や強制徴収を含めた取組が被保険者にとっての有効策であり、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くすることを最優先課題で取り組んでいると主張している。

また、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、保険料自体の収納率向上につながることも含めて、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の記録は確認しつつ、区条例第6条第3項の「納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定に

よる延滞金額を減免することができる。」という規定を運用していると主張している。

区規則第3条は、区条例第6条第3項で定めている区長が延滞金額を減免できるという規定に関して、その理由や決定に係る手続きを定めたものである。税と保険料に係る滞納対策を一元管理する中で、税における延滞金の減免等の決定は、滞納対策課員の減免判断が恣意的とならないために、地方税法第15条の9が規定する延滞金の免除要件等を参考にして、目黒区特別区税条例施行規則第36条から第39条の規定に基づき、滞納対策課長が決裁している。一方、保険料に係る延滞金については、決裁は行われていない。保険料の延滞金に係る沿革や滞納にならない収納確保の取組、納付相談や財産調査等による実態的な把握をしている中であっても、減免に関して個々の決定を省略することは許されない。

よって、保険料の延滞金の減免に関する滞納対策課職員の適正な職務執行とその透明性を確保するため、滞納対策課長は個々の事例ごとの決裁を行う必要がある。従って、現在、個々の事例に係る決裁を経っていない延滞金減免事務は、事務手続き上は適正を欠くものと判断せざるを得ない。

しかし、滞納対策課の職員により、23区における延滞金に係る状況や、後期高齢者医療制度として区が重視する、安心して医療サービスを受けられることとの目的を踏まえて、滞納管理に係るシステムを利用し、客観的な資料や納付相談の記録を確認して延滞金減免の判断が実態的に裏付けられる形でなされており、そこには滞納対策課職員による恣意的又は濫用的な延滞金減免事務が行われていないと認められることから、滞納対策課長による個々の事例に関しての決裁行為がないことのみもって延滞金減免の行為が、直ちに違法若しくは不当と認めることはできない。

以上から、滞納対策課職員による権限を濫用又は逸脱した延滞金減免の行為が存在した事実を認めることができないため、違法若しくは不当な職務執行、又は職員の怠る事実が存在したと認めることはできない。

(4) 条例及び規則に基づく延滞金の賦課及び徴収並びに減免に係る事務の実施について

保険料については、23区の実態を踏まえ、本区においては各種の滞納に伴う対策を行い収入未済の縮減に努めてきているが、延滞金についての徴収実績はない。限られた人員の中で、広範な滞納対策に係る施策を行うためには、当然、注力すべき取組があることも事実である。しかし、本区の場合、税と保険料に係る滞納債権の回収を一元的に行う取組を行う中で、滞納者等の財産等に係る状況把握に基づく納付能力の見極めは総合的にできるようになっているもの

と考えられる。保険料は、徴収金の先取特権の順位が税より劣るものの、納付能力と納付の意欲を見極めた上で、納付の見込みがあれば、延滞金を含めるのは当然であり、納付の見込みがないと基準に照らして判断されれば、区規則で定める延滞金の減免に係る手続きを行う必要がある。

以上の点から、請求人の本件監査請求は、判断のとおり一部を棄却するとともに、他について勧告する。

4 意見・要望

保険料の徴収に関しては、納期内納付に資する方策として、国保年金課では、口座振替での納付を勧奨し、安定的な納付方法の確保に努めており、また、滞納対策課では納付相談、財産調査などの滞納者の状況把握と必要な差押え等の強制徴収により、可能な限り短期間で保険料の納付に至ることで、延滞金が生じることを防ぎ、あるいは少額で済むものとなるよう滞納債権の早期解消に努め、高い収納率を確保していることは評価できるものである。

しかし、税と保険料に係る滞納債権の回収に係る過程で、滞納者の状況を全体的に把握できているのであれば、保険料において滞納期間に応じて生じた延滞金についても、納付能力を個々に判断し、区条例及び区規則に基づく事務処理を行い、その妥当性を高めるべきである。区条例及び区規則に基づく事務処理を行うに当たっては、人員体制や実施に伴う経費などの状況を踏まえたうえで、適切な方策を検討されたい。

以 上